別紙 1

習志野市国民健康保険運営協議会運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条　この要領は、習志野市附属機関設置条例（令和 8 年条例第 1 号）の規定により設置する習志野市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）、習志野市附属機関設置条例及び習志野市附属機関設置条例施行規則（令和 8 年規則第 31 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項等）

第 2 条　協議会は、市長から諮問があったときは、速やかに市長に答申しなければならない。

2　協議会は、国民健康保険事業の運営に関し必要があると認めるときは、市長に建議することができる。

（会長及び副会長）

第 3 条　協議会に、習志野市附属機関設置条例第 4 条第 1 項に規定する職務代理者として、副会長を置く。

2　会長及び副会長の任期は、委員としての在任期間とする。

（招集）

第 4 条　委員の 3 分の 1 以上から会議招集の請求があったときは、会長は 10 日以内にこれを招集しなければならない。

2　会長が会議を招集するときは、あらかじめ市長に通知しなければならない。

（審議事項の通知）

第 5 条　市長は、会議の審議事項について、あらかじめ会長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（市長等の出席及び意見）

第 6 条　市長及び関係職員は、会議に出席し、及び意見を述べることができる。

（市長への報告）

第 7 条　会長は、協議会の審議した事項について、市長に報告しなければならない。

（会議録）

第 8 条　会長は、会議録を作成し、これに署名しなければならない。

附　則

この要領は、令和8年9月24日から施行する。